

第 735 号 (平成 21 年 6 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

目 次

頁

**[規則]**

△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課】	3
--	---

**[告示]**

△ 平成21年度分の横浜市国民健康保険の保険料率【健康福祉局保険年金課】	9
△ 平成21年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額【健康福祉局保険年金課】	10
△ 審議会等の名称【市民活力推進局市民情報室】	11
△ 都筑区荏田東二丁目における街区の変更及び廃止【市民活力推進局窓口サービス課】	15
△ 横浜市国民健康保険料の収納事務の委託【健康福祉局保険年金課】	17
△ 災害危険区域の指定の一部改正【まちづくり調整局建築企画課】	18
△ 同 【まちづくり調整局建築企画課】	19

**[公告]**

△ 廃物の認定【資源循環局減量・美化推進課】	20
△ 職員の懲戒処分【行政運営調整局人事組織課】	21
△ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	22
△ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	23
△ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】	24
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	26
△ 同 【環境創造局管路保全課】	27
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	28
△ 同 【環境創造局管路保全課】	29
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済観光局産業立地調整課】	30
△ 建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催【まちづくり調整局建築環境課】	32
△ 同 【まちづくり調整局建築環境課】	33
△ 建築協定の認可【まちづくり調整局建築企画課】	34
△ 建築協定に加わる意思の表示【まちづくり調整局建築企画課】	35
△ 開発行為に関する工事の完了【まちづくり調整局調整区域課】	36
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	37
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	38
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	39
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	40
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	41
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	42
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	43
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	44
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	45
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	46
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	47
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	48

△	同	【まちづくり調整局調整区域課】	49
△	同	【まちづくり調整局調整区域課】	50
△	同	【まちづくり調整局調整区域課】	51
△	同	【まちづくり調整局調整区域課】	52
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定	【まちづくり調整局調整区域課】	53
△	同	【まちづくり調整局調整区域課】	54
△	同	【まちづくり調整局調整区域課】	55
△	建築基準法に基づく道路の廃止	【まちづくり調整局建築道路課】	56
△	同	【まちづくり調整局建築道路課】	57
△	建築基準法に基づく道路の一部廃止	【まちづくり調整局建築道路課】	58
<b>【区告示】</b>			
△	認可地縁団体の告示事項の変更	【港南区地域振興課】	59
△	同	【旭区地域振興課】	60
△	同	【旭区地域振興課】	61
△	同	【旭区地域振興課】	62
△	同	【旭区地域振興課】	63
△	同	【旭区地域振興課】	64
△	同	【旭区地域振興課】	65
△	同	【中区地域振興課】	66
△	地縁による団体の認可	【鶴見区地域振興課】	67
△	認可地縁団体の告示事項の変更	【金沢区地域振興課】	69
△	同	【金沢区地域振興課】	70
△	同	【金沢区地域振興課】	71
△	同	【神奈川区地域振興課】	72
<b>【区公告】</b>			
△	徴税吏員証の無効	【保土ヶ谷区税務課】	73
<b>【人事委員会】</b>			
△	公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	【調査課】	74
<b>【正誤】</b>			
			75

規 則

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 21 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横 浜 市 規 則 第 67 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 ( 平 成 15 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 17 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

目 次 中 「 第 88 条 の 6 」 を 「 第 88 条 の 9 」 に 、 「 ( 第 89 条 ) 」 を 「 ( 第 89 条 - 第 89 条 の 4 ) 」 に 、 「 第 2 節 フロン類の排出の抑制 ( 第 90 条 ) 」 を 「 第 2 節 フロン類の排出の抑制 ( 第 90 条 ) 」 を 「 第 3 節 再生可能エネルギーの導入 ( 第 90 条 の 2 - 第 90 条 の 4 ) 」 に 改 め る 。

第 88 条 の 2 中 「 、 5,000 平 方 メ ー ト ル を 超 え る 」 を 「 2,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 で あ る 」 に 改 め る 。

第 88 条 の 3 中 「 特 定 建 築 物 の 建 築 に 係 る 工 事 に 着 手 す る 」 を 「 当 該 特 定 建 築 物 に つ い て 建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 6 条 第 1 項 若 し く は 第 6 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 確 認 の 申 請 又 は 同 法 第 18 条 第 2 項 に 規 定 す る 計 画 の 通 知 を す る 」 に 改 め る 。

第 88 条 の 4 第 2 項 中 「 第 141 条 の 6 第 2 項 」 を 「 第 141 条 の 7 第 2 項 」 に 改 め る 。

第 88 条 の 5 中 「 ま で に 」 の 次 に 「 ( 当 該 変 更 に 関 し て 建 築 基 準 法 第 6 条 第 1 項 若 し く は 第 6 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 確 認 の 申 請 又 は 同 法 第 18 条 第 2 項 に 規 定 す る 計 画 の 通 知 を す る 場 合 に あ っ て は 、 当 該 確 認 の 申 請 又 は 計 画 の 通 知 を す る 予 定 の 日 の 15 日 前 ま で に ) 」 を 加 え る 。

第 88 条 の 6 第 1 項 中 「 第 141 条 の 6 第 1 項 」 を 「 第 141 条 の 7 第 1 項 」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 中 「 第 141 条 の 6 第 2 項 」 を 「 第 141 条 の 7 第 2 項 」 に 改 め 、 第 8 章 の 2 中 同 条 を 第 88 条 の 7 と し 、 第 88 条 の 5 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

( 建 築 の 中 止 の 届 出 等 )

第 88 条 の 6 条 例 第 141 条 の 6 第 1 項 の 規 定 に よ る 届 出 は 、 当 該 特 定 建 築 物 の 建 築 を 中 止 し た 日 以 後 速 や か に 行 う も の と す る 。

2 条 例 第 141 条 の 6 第 2 項 の 規 定 に よ り 公 表 す る 内 容 は 、 建 築 を

中止した日その他市長が必要と認める事項とする。

第 8 章の 2 に次の 2 条を加える。

( 建築物環境性能表示の広告への表示 )

第 88 条の 8 条例第 141 条の 9 第 1 項及び第 2 項に規定する規則で定める広告は、販売等建築物の全部又は一部の価格及び間取りが表示されている広告であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載されるもの（面積が 62,370 平方メートル以下であるものを除く。）
- (2) 電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。）によるもの（当該広告の方法等に照らし建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせることが困難であると市長が認めるものを除く。）

( 建築物環境性能表示の表示の届出 )

第 88 条の 9 条例第 141 条の 10 の規定による届出は、当該販売等建築物について最初に建築物環境性能表示（当該建築物環境性能表示の内容に変更を生じた場合における当該変更後の建築物環境性能表示を含む。）の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせた日から 15 日以内に行うものとする。

第 89 条第 1 項を次のように改める。

条例第 144 条第 1 項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 2 条第 2 項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以上のもの（次号に該当するものを除く。）
- (2) 連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 19 条第 1 項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）であって、当該連鎖化事業者が本市に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）に加盟する者が本市に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以上のもの
- (3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成 4 年政

令第 365 号) 第 4 条各号に掲げる自動車(被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)以外の自動車であって、市内に使用する本抛の位置を有するものに限る。)の前年度の末日における使用台数が 100 台以上のもの

第 89 条第 7 項中「地球温暖化対策」を「地球温暖化を防止する対策」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

6 条例第 144 条第 3 項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、掲示する等の方法により行うものとす。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。

(1) 地球温暖化対策計画に係る公表 次に掲げる事項

- ア 地球温暖化対策事業者の概要
- イ 地球温暖化対策計画の計画期間
- ウ 温室効果ガスの排出の状況
- エ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標
- オ その他市長が必要と認める事項

(2) 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告に係る公表

- 次に掲げる事項
- ア 地球温暖化対策事業者の概要
  - イ 地球温暖化を防止する対策を実施した年度
  - ウ 地球温暖化対策計画の計画期間
  - エ 温室効果ガスの排出の状況
  - オ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況
  - カ その他市長が必要と認める事項

第 89 条第 5 項を削り、同条第 4 項中「6 月末日」を「7 月末日」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「6 月末日」を「7 月末日」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「事業所が前項に定める事業所」を「地球温暖化対策事業者」に改め、「の翌年度」を削り、「3 年度ごと」の次に「(平成 21 年度を始期とする地球温暖化対策計画にあっては、1 年度)」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度又は前々年度において同項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものに該当することにより地球温暖化対策計画を作

成した者は、同項第 1 号若しくは第 2 号に規定する原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500 キロリットル未満となり、又は同項第 3 号に規定する前年度の末日における使用台数が 100 台未満となった場合においても、次項に規定する計画期間内に限り、地球温暖化対策事業者とみなす。ただし、事業の廃止その他の事由により地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化を防止する対策を継続することが困難であると認められる者は、この限りでない。

第 89 条に次の 1 項を加える。

- 9 第 6 項の規定は、条例第 144 条第 4 項の規定による公表について準用する。この場合において、第 6 項中「地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、掲示する等の」とあるのは、「、地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な」と読み替えるものとする。

第 9 章第 1 節に次の 3 条を加える。

(地球温暖化対策計画の評価の通知等)

- 第 89 条の 2 条例第 144 条の 2 第 2 項の規定による評価の内容の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 地球温暖化対策事業者の名称
- (2) 地球温暖化対策事業者の所在地
- (3) 条例第 144 条の 2 第 1 項の規定による評価の結果
- (4) その他市長が必要と認める事項

- 2 条例第 144 条の 2 第 3 項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(非該当の届出)

- 第 89 条の 3 条例第 144 条の 3 の規定による届出は、第 89 条第 3 項に規定する計画期間内に地球温暖化対策事業者に該当しなくなつた場合において、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。

- (1) 事業者の名称
- (2) 事業者の所在地
- (3) 該当しなくなつた理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

(地球温暖化対策事業者以外の者による地球温暖化対策計画の提出等)

- 第 89 条の 4 条例第 144 条の 4 第 2 項の規定による公表については、第 89 条第 9 項の規定(地球温暖化対策計画に係る公表に係る部

分に限る。)を準用する。

第9章に次の1節を加える。

第3節 再生可能エネルギーの導入

(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)

第90条の2 条例第146条の2に規定する規則で定める建築物は、床面積(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル以上である建築物とする。

2 条例第146条の2に規定する規則で定めるエネルギーは、風力、水力、地熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品(以下「化石燃料等」という。))を除く。)をいう。)を熱源とする熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー(原子力を除く。)とする。

3 条例第146条の2の規定による報告は、当該建築物について建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をする予定の日の21日前までに行うものとする。

(住宅を展示する者の責務)

第90条の3 条例第146条の3に規定する規則で定める方法は、自ら管理運営する展示場において共同住宅以外の住宅の供給を業とする複数の者に建築物を建築させることにより展示する方法とする。

(エネルギー供給事業者による情報の提供)

第90条の4 条例第146条の4に規定する規則で定めるエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者
- (2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者
- (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第2条第5項に規定する石油精製業者及び同条第7項に規定する特定石油販売業者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第89条第2項の改正規定(「3年度ごと」の次に「(平成21年度を始期とする地球温暖化対策計画にあつては、1年度)」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 88 条の 2 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請（以下「確認の申請」という。）又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知（以下「計画の通知」という。）をす建築物件について適用し、施行日前に確認の申請又は計画の通知をす建築物件については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 141 条の 4 第 1 項の規定による届出をしていない建築物のうち、施行日前に確認の申請若しくは計画の通知をしているもの又は施行日から起算して 21 日を経過する日までの間に確認の申請若しくは計画の通知をす予定のものについての新規則第 88 条の 3 の規定の適用については、同条中「当該特定建築物について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をす予定の日の 21 日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 21 年 6 月横浜市規則第 67 号）の施行の日以後速やかに」とする。
- 4 施行日前に条例第 141 条の 5 第 1 項の規定による届出をしていない建築物のうち、施行日前に条例第 141 条の 4 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事項の変更に関して確認の申請若しくは計画の通知をしているもの又は施行日から起算して 15 日を経過する日までの間に当該事項の変更に関して確認の申請若しくは計画の通知をす予定のものについての新規則第 88 条の 5 の規定の適用については、同条中「当該確認の申請又は計画の通知をす予定の日の 15 日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 21 年 6 月横浜市規則第 67 号）の施行の日以後速やかに」とする。
- 5 平成 22 年度における新規則第 89 条第 4 項及び第 5 項の規定の適用については、これらの規定中「7 月末日」とあるのは、「11 月末日」とする。